

第一小学校 仮設校舎建設開始



▲建設予定の第一小学校グラウンド

町では、地震の被害により第一小学校が被害を受け、家屋の応急危険度判定調査によつて「危険」と判定されたため、仮設校舎の建設を決定しました。第一小学校の校舎は、校舎内の柱や壁に亀裂が入るなど、継続して使用することが困難となりました。そのため児童は、4月から、1年生がから6年生までが第二小学校の協力を得て、教室や体育館などで授業を行っています。

また、通学については、一小から二小までの間をバスで

町では、震災からの復旧復興に向けて、力強い踏み出すため、一町会臨時全員協議会において、早期着手するため、専決議案として小仮設校舎の建設を行いました。また、完全給食も実施される予定となっています。



▲イメージ写真



▲イメージ写真

震災についての各種制度についてのお知らせ



現在、各行政機関において、震災で被害に遭われた皆さまへの各種支援施策について進めているところです。

被害に遭われた皆様に、必要な支援の情報が届くよう、要な支援の情報が届くよう、観意工夫しているところですが、至らない点も多く、ご迷惑をおかけしております。

町では、情報発信の手段として、広報誌、回覧文書、ホームページ、防災無線、ラジオ、テレビ、新聞への情報提供などをしております。

正確な情報発信に努めてはおりますが、各種制度について、被害の現状に合わせて日々内容が見直され、変更されております。町では、それらの情報を効率的に、皆様へお伝えしていくと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、災害対策についての主な担当窓口は次の通りとなりますので、不明な点がある

■震子力災害情報

教育課 ☎ 62-621-8127

■震害「ゴミ、介護、福祉など」

健康福祉課 ☎ 62-2031

■学校支援、社会体育施設の利用など

産業課 ☎ 62-2118

■災害「ゴミ、介護、福祉など」

教育課 ☎ 62-623459

■住宅支援、道路補修など

都市建設課 ☎ 62-2116

■災害支援物資、産業（農業、商業、工業）支援など

税務町民課 ☎ 62-2114

り災証明書 発行申請件数 約1,800件

△申請内訳	件数	割合
住居被害(1号様式)	1,669	91.2%
その他建物被害(2号様式)	162	8.8%
合計	1,831	

△家屋区分	件数	割合
持家	1,589	86.8%
借家	52	2.8%
共同住宅(自己)	28	1.5%
共同住宅(賃借)	53	2.9%
非住居	88	4.8%
その他	21	1.1%
合計	1,831	

△証明内容	件数	割合
全壊	154	8.4%
大規模半壊	79	4.3%
半壊	250	13.7%
一部損壊	1,158	63.2%
その他被害	190	10.4%
合計	1,831	

4月11日(月)から受付を行っている、り災証明書について、5月20日(金)現在約1,800件の証明願いが提出されました。町の世帯数が約4,000世帯ですので、改めてその被害の大きさが浮

き彫りになりました。申請のあつた世帯を町職員が外観目視による一次調査を実施し、国で定めた規定に照らし合わせ判定した結果、全壊と判定された家屋が154件、大規模半壊と判定されたものが79件となりました。

り災証明書は各種の公的支援制度や義援金の交付を受けた際に必要な書類ですので、被害に遭われた世帯で証明書を持参の上、窓口で申請して下さい。

また、証明書の発行にあつては、証明書の交付を受けた後で、り災証明書の判定に不服がある場合は、専門家による2次調査を実施いたしますので、詳しくは、窓口へお問い合わせください。

福島県災害対策本部

☎ 024-521-8127



▲特設された受付会場には多くの方が訪れました

税務町民課 ☎ 62-2114

◎問合せ先、申請窓口

集団登校するなど児童の安全面の確保が図られていました。



▲イメージ写真